

2012(平成24)年度 法学既修者入学試験問題

# 刑 法

(90分, 総点100点)

**試験開始の指示があるまで開かないこと**

## 注意

1. 問題冊子は、表紙をふくめて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示を待って行うこと。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

福岡市内の大学に通うYは、2011年8月18日、同じ大学に通う友人のX方に遊びに行ったが、その際、時価10万円相当の腕時計をX方の洗面台に置き忘れたまま帰宅してしまった。

翌日の19日午前10時ころ、Yは、腕時計を紛失したことに気づいて、Xに電話をかけ、X方に腕時計を置き忘れていないか問い合わせた。Xが自宅内を探してみると、洗面所の棚にYの腕時計があるのを発見した。ところが、Xは、当該腕時計が海外有名ブランドの製品であり、時価10万円くらいする高価なものであることが分かったことから、第三者に売却して現金化して、それを、かねてから希望していた海外旅行の費用に充てようとするに至った。そこで、Xは、同日午後1時ころ、Yに電話をかけて、「家の中をよく探したけど、きみの腕時計はなかったよ。」などと告げたところ、Yは、「それじゃ、別の場所でなくしたんだな。」などと言ってXのことばを信じた。

同月23日になって、Xは、別の大学に通う知人Zに対し、「高級な腕時計なんだけど、まとまったお金が必要になったので、10万円を買ってくれないか。」と、当該腕時計を買い受けるよう持ちかけた。Zは、金銭的に余裕がないはずのXが高級腕時計を所持していることを不審に思い、「本当にきみの腕時計なのか。もしも別の人のものだったりしたら、そんな腕時計は買わないよ。」とXに確かめると、Xは、「叔父さんからもらったもので、自分の腕時計に間違いがないから買ってくれ。」と言ったので、Zは、そのことばを信じて買い受けることとした。Zは、翌24日、銀行預金から10万円を引き出し、その現金と引き替えにXから当該腕時計を受け取った。

以上のような経緯を前提として、Xの罪責を論じなさい。その際、結論として成立すると判断した犯罪についてその構成要件充足性を述べるのはもちろんのこと、結論として成立しないと判断した犯罪についてもその検討過程を示しなさい。

余白

